

「ロボット・ドローンが活躍する省エネルギー社会の実現プロジェクト」
に係る公募要領
【委託事業】

平成 29 年 2 月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

ロボット・AI 部

「ロボット・ドローンが活躍する省エネルギー社会の実現プロジェクト」に係る公募について
(平成 29 年 2 月 15 日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「NEDO」という。）は、平成 29 年度から平成 33 年度まで「ロボット・ドローンが活躍する省エネルギー社会の実現プロジェクト」を実施する予定です。本プロジェクトの委託事業への参加を希望される方は、本要領に従いご応募下さい。

本プロジェクトは、平成 29 年度の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、事業期間、採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

1. 件名

「ロボット・ドローンが活躍する省エネルギー社会の実現プロジェクト」

2. 事業概要（詳細は基本計画を参照）

(1) 背景

ロボット・ドローンは様々な分野で革命を起こす可能性を秘めており、諸外国でも利活用分野の拡大のための制度設計、技術開発及び標準化活動が活発である。一方、我が国においても、サービスの高度化や社会課題解決のためにロボット・ドローンの高度利活用が期待されているとともに、政府の目指す名目 GDP600 兆円の実現に向けた新産業創出と市場規模拡大が期待されている。

(2) 目的

小口輸送の増加や積載率の低下などエネルギー使用の効率化が求められる物流分野や、効果的かつ効率的な点検を通じた長寿命化による資源のリデュースが喫緊の課題となるインフラ点検分野において、無人航空機やロボットの活用による省エネルギー化の実現が期待されている。

このため、本プロジェクトでは、物流、インフラ点検、災害対応等の分野で活用できる無人航空機及びロボットの開発を促進するとともに、社会実装するためのシステム構築及び飛行試験等を実施する。

(3) 事業内容

上記の目的を達成するために、以下の研究開発項目を実施する。なお、本公募要領の対象は、下記の下線で示す「委託事業」であり、具体的には、【研究開発項目②（1）1）、2）、3）、5）及び研究開発項目③（1）、（2）】を対象とする。

研究開発項目①「ロボット・ドローン機体の性能評価基準等の開発」

(1) 性能評価基準等の研究開発 **【公募対象外】**

(2) 省エネルギー性能等向上のための研究開発 **【助成事業のため本公募要領の対象外】**

研究開発項目②「無人航空機の運航管理システム及び衝突回避技術の開発」

(1) 無人航空機の運航管理システムの開発

1) 運航管理統合機能の開発

2) 運航管理機能の開発（物流及び災害対応等）

3) 運航管理機能の開発（離島対応）

4) 情報提供機能の開発 **【助成事業のため本公募要領の対象外】**

5) 運航管理システムの全体設計に関する研究開発

(2) 無人航空機の衝突回避技術の開発

1) 非協調式 SAA **【助成事業のため本公募要領の対象外】**

2) 協調式 SAA **【助成事業のため本公募要領の対象外】**

研究開発項目③「ロボット・ドローンに関する国際標準化の推進」

(1) デジュール・スタンダード

(2) デファクト・スタンダード

(4) 事業期間

研究開発項目②「無人航空機の運航管理システム及び衝突回避技術の開発」

(1) 無人航空機の運航管理システムの開発

- 1) 運航管理統合機能の開発 : 平成 29 年度～31 年度
- 2) 運航管理機能の開発 (物流及び災害対応等) : 平成 29 年度～31 年度
- 3) 運航管理機能の開発 (離島対応) : 平成 29 年度～31 年度
- 5) 運航管理システムの全体設計に関する研究開発 : 平成 29 年度～31 年度

研究開発項目③「ロボット・ドローンに関する国際標準化の推進」

- (1) デジュール・スタンダード : 平成 29 年度～33 年度
- (2) デファクト・スタンダード : 平成 29 年度～32 年度

(5) 事業規模

平成 29 年度の事業規模は 3,145 百万円以内です。なお、予算の範囲内で採択します。

(6) 提案にあたっての注意事項

下記に示す研究開発テーマの項目単位にて提案を受け付けます。なお、複数の提案を行う場合は、提案書[本文]以降の部分について、研究開発テーマ毎に提案書を作成してください。

【研究開発テーマ】

研究開発項目②「無人航空機の運航管理システム及び衝突回避技術の開発」

(1) 無人航空機の運航管理システムの開発

- 1) 運航管理統合機能の開発
- 2) 運航管理機能の開発 (物流及び災害対応等)
- 3) 運航管理機能の開発 (離島対応)
- 5) 運航管理システムの全体設計に関する研究開発

研究開発項目③「ロボット・ドローンに関する国際標準化の推進」

- (1) デジュール・スタンダード
- (2) デファクト・スタンダード

3. 応募要件

応募資格のある法人は、次の(1)～(7)までの条件、「基本計画」及び「平成 29 年度実施方針」に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

- (1) 当該技術又は関連技術の研究開発等の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤があり、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- (3) NEDOがプロジェクトを推進する上で必要となる措置を委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 企業等が単独でプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- (5) 研究組合、公益法人等が代表して応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 当該プロジェクトの全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、各企業等が当該

プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有しており、各企業等間の責任と役割が明確化されていること。

- (7) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って提案書 21 部（正 1 部、副 20 部）を作成し、以下の提出期限までに郵送にて御提出ください。持参、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。

（公募期間：平成 29 年 2 月 15（水）から平成 29 年 3 月 16 日（木））

- (1) **提出期限：** 平成 29 年 3 月 16 日（木）正午必着

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ホームページにてお知らせいたします。

なお、メール配信サービスに御登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。

ぜひ御登録いただき、御活用ください。

<http://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

- (2) **提出先：** 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

ロボット・AI部 山中、内山 宛

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー19 階

※封筒に『「ロボット・ドローンが活躍する省エネルギー社会の実現プロジェクト」に係る提案書在中』と朱書きのこと。

※e-Rad 上の登録が期限に間に合わない場合、必ず事前に N E D O 担当部に相談すること。

5. 応募方法

- (1) **提案書の作成に当たって**

- ・ 提案書のうち表紙、要約版、本文の記載様式は別添 1 を御参照ください。別添 2 に従って研究開発責任者の研究経歴書を、別添 3 に従って主要研究者の研究経歴書（主要研究者とは、提案書の各研究開発項目の責任者又は統括責任者となる登録研究員です。）を、別添 4 に従って研究開発成果の事業化計画書を作成してください。
- ・ 提案書は日本語で作成してください。
- ・ 提案書の提出部数は、21 部（正 1 部、副 20 部）です。
- ・ 提案書及び別添 1、別添 4、別添 9 については、電子媒体 CD-R 1 部も提出してください。
- ・ 別添 6 提案書類受理票を提案者へ返送するための返信用封筒（宛先を記入し、切手を貼り付けたもの）を添付してください。

- (2) **提案書に添付する書類**

- ・ 提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。
- ・ 会社経歴書 1 部（提出先の N E D O 部課と過去 1 年以内に契約がある場合は不要）
- ・ 最近の営業報告書（3 年分）1 部
- ・ N E D O が提示した契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書 1 部（正 1 部）

- ・ e-Rad を用いる場合は、e-Rad 応募内容提案書（詳細は(4)を参照ください）。
- ・ NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票（詳細は別添5を参照ください）。
- ・ 提案概要テンプレート(公開用)（詳細は別添9を参照ください）。

(3) 提案書の受理及び提案書に不備があった場合

- ・ 応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・ 提出された提案書を受理した際には提案書類受理票を提案者にお渡ししますので、あらかじめ別添6の「提案書類受理票」に会社名等御記入の上、送付してください。
- ・ 提出された提案書等は返却しません。
提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

(4) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募に際し、併せて e-Rad へ応募内容提案書を申請することが必要です。連名の場合には、代表して一法人から登録を行ってください。詳細は、e-Rad ポータルサイトを御確認ください。

e-Rad ポータルサイト <http://www.e-rad.go.jp/>

6. 秘密の保持

提案書は本研究開発の実施者選定のためにのみ用い、NEDOで厳重に管理します。取得した個人情報情報は研究開発の実施体制の審査に利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。御提供いただいた個人情報には、上記の目的以外で利用することはありません。（法令等により提供を求められた場合を除きます。）

なお、e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

7. 委託先の選定

(1) 審査の方法について

外部有識者による採択審査委員会とNEDO内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。

契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 審査基準

a. 採択審査の基準

- 提案内容が基本計画の目的、目標に合致しているか（不必要な部分はないか）
- 提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか
- 共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか
- 提案内容・研究計画は実現可能か（技術的可能性、計画、中間目標の妥当性等）
- 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、再委託予定先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等）。

- vi. 応募者が当該研究開発を行うことにより国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか（企業の場合、成果の実用化・事業化が見込まれるか。大学や公的研究開発機関等で、自らが実用化・事業化を行わない場合には、どのような形で製品・サービスが実用化・事業化されることを想定しているか。）

vii. 総合評価

b. 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考するものとする。

- i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
 - 1. 開発等の目標がNEDOの意図と合致していること。
 - 2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
 - 3. 開発等の経済性が優れていること。
- ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
 - 1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
 - 2. 当該開発等の行う体制が整っていること。
(再委託予定先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。)
 - 3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
 - 4. 経営基盤が確立していること。
 - 5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
 - 6. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考に当たってNEDOは、以下の点を考慮します。

- 1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
- 2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
- 3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
- 4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

(3) 委託先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、事業概要）はNEDOのホームページ等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO負担率の変更等）を付す場合があります。

(4) スケジュール

平成 29 年

- 2 月 15 日 : 公募開始
- 2 月 20,21,22 日 : 公募説明会（会場：NEDO、名古屋会場、大阪会場）
- 3 月 16 日 : 公募締め切り

- 4月中旬（予定）：採択審査委員会（外部有識者による審査）
- 4月下旬（予定）：契約・助成審査委員会
- 4月下旬（予定）：委託先決定
- 5月上旬（予定）：公表（プレスリリース）
- 6月頃（予定）：契約

8. 留意事項

(1) 契約

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。

(2) 研究開発独立行政法人から民間企業への再委託

研究開発独立行政法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

(3) 研究開発計画の見直しや中止

ステージゲート方式の採用により、研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや研究開発を中止する場合があります。

(4) 事業化計画書

契約締結後に業務委託契約約款第27条第2項に該当する事象が生じた場合は、速やかに「研究開発成果の事業化計画書」(別添4)を変更し提出していただきます。

(5) 研究開発責任者候補研究経歴書及び主要研究員経歴書の記入について

NEDOが指名・委嘱するPL等（プロジェクトリーダー、プロジェクトリーダー代行、サブリーダー）の候補となる研究開発責任者と、「各事業項目の責任者となる登録研究員」及び「各事業項目を超えて統括責任者となる登録研究員等」となる主要登録研究員について、研究経歴書に記載していただきます。詳細は別添2,3を御覧ください。

(6) NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入

過去に実施したNEDOの研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。詳細は別添5を御覧ください。

なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず御提出をお願いいたします。

(7) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、添付の参考資料1「追跡調査・評価の概要」を御覧ください。

(8) 知財マネジメント

- ・本プロジェクトは、知財マネジメント基本方針を適用します。詳細は、別添7を御覧ください。
- ・本プロジェクトでは、産業技術力強化法第19条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。
- ・本プロジェクトの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）に御協力をいただきます。

(9) 標準化への対応

- 市場や技術の特性や、戦略・ビジネスモデルに合致すれば、技術開発成果の I S O ・ I E C 等の国際標準化を積極的に取り組んでいただきます。

(10) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。

本事業において「国民との科学・技術対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）により N E D O に報告してください。

【参考】

平成 2 2 年 6 月 1 9 日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(11) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。N E D O 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、N E D O は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-hotline.htm

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：N E D O ホームページ

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- 不正使用等を行った事業者等に対し、N E D O との契約締結や補助金等の交付を停止します。
（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
- 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、N E D O の事業への応募を制限します。

(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)

- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi～iiiの措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(12) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4)に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOホームページ

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意

義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。

(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)

- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

(13) NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ホームページ： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html へリンク >

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(14) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、採択決定後、**別添8**のとおりNEDOとの関係に係る情報をNEDOのホームページで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

(15) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制[※]が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。関係法令・指針等に違反し、事業を実施した場合には、事業費の交付決定を取り消すことがあります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要と

なる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。なお、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。
- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
(Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)
 - ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
 - ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
 - ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatut07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

9. 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催し、当該委託業務及び提案公募に係る内容、契約に係る手続き、提案書類等を説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。席に限りがありますので、各機関2名までの参加をお願いいたします。なお、説明会は日本語で行います。出席希望の企業等は、NEDO ホームページ（本公募の案内ページ）から事前登録をお願いします。定員に達した場合は申し込み期限前にお断りすることもございますので、あらかじめ御了承ください。

なお、説明会にて公募要領等の資料は配布しないため、ホームページから印刷の上、ご持参願います。

[川崎会場]

日時： ①平成29年2月20日（月）10時00分～12時00分【事前登録〆切：2月17日（金）正午】
②平成29年2月20日（月）13時00分～15時00分【事前登録〆切：2月17日（金）正午】
③平成29年2月20日（月）15時30分～17時30分【事前登録〆切：2月17日（金）正午】
場所： 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 NEDO 分室
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル12階
<http://www.nedo.go.jp/content/100791261.pdf>

[名古屋会場]

日時： ④平成29年2月21日（火）14時00分～16時00分【事前登録〆切：2月20日（月）正午】
場所： TKP ガーデンシティ PREMIUM 名駅桜通口 カンファレンスルーム4C
〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅3-13-5 名古屋ダイヤビル3号館4F
<http://www.kashikaigishitsu.net/facilitys/gcp-meieki-sakuradoriguchi/access/>

[大阪会場]

日時： ⑤平成 29 年 2 月 22 日（水）10 時 00 分～12 時 00 分【事前登録〆切：2 月 20 日（月）正午】

場所： AP 大阪駅前梅田 1 丁目 A ルーム

〒530-0001 大阪市北区梅田 1-12-12 東京建物梅田ビル B1F

<https://www.tc-forum.co.jp/kansai-area/ap-osakaekimae/oe-base/>

10. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、2 月 15 日から 3 月 10 日の間に限り下記宛に E-mail にて受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

ロボット・AI 部 山中、内山

E-mail : robot-dorone@nedo.go.jp

関連資料

資料 1 : 基本計画

資料 2 : 平成 29 年度実施方針

資料 3 : 公募要領【委託事業】

別添 1 : 提案書の様式

別添 2 : 研究開発責任者研究経歴書

別添 3 : 主要研究員研究経歴書

別添 4 : 研究開発成果の事業化計画書

別添 5 : NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について

別添 6 : 提案書類受理票

別添 7 : 本プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針

別添 8 : 契約に係る情報の公表について

別添 9 : 提案概要テンプレート(公開用)

参考資料 1 : 追跡調査・評価の概要

業務委託契約書(案)及び業務委託契約約款(本公募用に特別に掲載しない場合は、「業務委託契約標準契約書」を指します)